

譲渡会開催情報提供のお願い

「神戸市人と猫との共生推進協議会」では、猫の譲渡会情報を集約し、一元化して情報発信することで、猫の譲渡を推進していきます。市民の快適な生活環境を保持するとともに、猫の殺処分をなくし、「人と猫が共生する社会」を実現するために、ぜひ譲渡会情報を提供してください。（※保護猫カフェなど、常時譲渡の募集を行っているものについても募集しています）。提供いただいた譲渡会情報は、協議会の事務局が要件等を確認させていただいたうえで、協議会のホームページで公開します（譲渡会終了後又は募集終了後に削除します）。このホームページへのリンクは自由に行ってください。なお、不適切と認めた場合は公開を停止又は拒否することもありますので、あらかじめご了承ください。

注意事項

- ①自らが開催する譲渡会の情報に限ります。
- ②譲渡会の開催に際し、協議会からの助成等はありません。
- ③譲渡にあたり譲受け希望者又は譲受け者と生じたトラブルについて、協議会は責任を負いません。苦情等には自ら誠実に対応してください。
- ④譲渡会の業態によっては、第二種動物取扱業の届出が必要な場合がありますので最寄りの衛生監視事務所にお問い合わせください。

要件

- ①動物愛護思想の高揚及び動物の適正管理の普及啓発を目的とし、神戸市人と猫との共生に関する条例（平成28年12月条例第22号）の趣旨に賛同する団体又は個人が開催するものであること。
- ②譲渡に供する猫の飼養管理を一時的に飼養保管する場所が確保されており、当該飼養保管場所及び譲渡会開催場所における猫の取扱いが、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（平成14年環境省告示第37号）を遵守したものであり、また、第二種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目（平成25年環境省告示第47号）に準じて行っていること。
- ③譲渡時に当該猫の飼養管理に要した実費以上の費用負担を譲受け者に求める等、営利を目的とした譲渡を行っていないこと。
- ④譲渡会を開催する場所の利用について、所有者等の許諾を得ていること。
- ⑤譲受け希望者に対する審査を行い、適正に飼養できると判断した者に譲渡を行っていること。
- ⑥譲渡する猫は主として神戸市内で保護したものであること。

譲渡会情報提供申込書

要件及び注意事項を承諾したうえで、「神戸市人と猫との共生推進協議会」に下記の譲渡会情報を提供します。

団体名／個人名 _____

団体代表者名 _____

住所／所在地 _____

TEL/FAX _____

開催者 情報提供者に同じ _____

名称 _____

日時 _____

場所 _____

譲渡の条件等 _____

URL _____

※チラシ等があれば添付してください。

誓約書 猫の飼養保管管理状況及び開催する譲渡会が、要件を満たすものであることを誓約します。

団体名／個人名 _____

団体の場合代表者名 _____

神戸市人と猫との共生推進協議会 事務局 TEL 078-262-1157 FAX 078-262-1158
〒651-0083 神戸市中央区浜辺通4-1-23 三宮ベンチャービル605

神戸市人と猫との共生推進協議会は、「神戸市人と猫との共生に関する条例」に基づき人と猫との共生をめざして活動するために、神戸市獣医師会やNPO、地域団体等が設立した団体です。